平成２５年（フ）第４２９８号
大阪市生野区巽中３丁目９番13号
破産者　中本　黎子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３６９号
大阪府枚方市走谷１丁目14番40号
破産者　森　　徹
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８８号
大阪府東大阪市中新開１丁目６番31号　サンマルク104号
破産者　肉のあすかこと　深田　　稔
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０号
大阪府藤井寺市沢田４丁目４番16号、住民票上の住所大阪府藤井寺市道明寺６丁目11番２―103号
破産者　貴島　保裕
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５０号
神戸市長田区神楽町６丁目３番13号　印度屋ビル201号
破産者　山下　啓一
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県姫路市安富町長野313番地
破産者　槙本　義人
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４１号
奈良県生駒郡平群町上庄３丁目６番17号、開始決定時の住所奈良県生駒市有里町521番地７
破産者　宮﨑　敏博
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２８３号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目６番４号　プロムナード星ケ丘Ｉ101号室、開始決定時の住所北九州市八幡西区大字野面485番地４
破産者　嶋田　省子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９６５号
札幌市白石区川下2576番地６三心館
破産者　馬場　雅博
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２３号
札幌市北区屯田２条３丁目４番15号　グリーンハウス102号
破産者　青山　友美（旧姓藤森）
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８６号
仙台市青葉区愛子東２丁目４番26号、従前の住所静岡市葵区鷹匠３丁目３番８号
破産者　山岡フミ子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
富山県射水市手崎1225番地１、開始決定時の住所富山県射水市戸破2470番地４
破産者　小林　昭雄
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６２号
富山県小矢部市津沢411番地
破産者　窪城　良雄
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１号
富山県砺波市鹿島157番地３、前住所富山県高岡市戸出町３丁目22番40―306号　エイブル戸出
破産者　青木　圭一
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４９号
富山県高岡市能町1072番地
破産者　村中　英秋
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５０号
富山県高岡市能町1072番地
破産者　村中　利成
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２０４号
長野市篠ノ井塩崎6834番地１　グランドリバティ篠ノ井107号
破産者　小林　香織（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係